

## 摂津市雨水タンク設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、雨水タンクを設置する者に対し、予算の範囲内において、雨水タンク設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、雨水の有効利用を図り、もって市民の環境意識の高揚に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「雨水タンク」とは、雨水を貯留するため一戸建ての住宅の敷地内に設置される設備で、次に掲げる条件を満たすものをいう。

- (1) 建物の雨どい等に接続し、架台等に設置されていること。
- (2) 容量が80リットル以上であること。
- (3) 製品として購入可能なものであること。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内の一戸建ての住宅に雨水タンクを設置する者（市内に住所を有する者に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雨水タンクを設置する土地若しくは建物の所有者又は当該所有者の同意を得た占有者である者
- (2) 雨水タンクを適切に維持管理し、かつ、貯留した雨水を庭木等への散水用の水として使用できる者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱に基づく補助の対象となった一戸建ての住宅に雨水タンクを再度設置する者については、補助の対象とならない。

### (補助対象基数)

第4条 補助の対象となる雨水タンクの基数は、一の住宅につき1基とする。

### (補助金の額)

第5条 雨水タンク1基当たりの補助金の額は、その購入価格（設置に係る材料費及び据付工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、30,000円を限度とする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水タンクの設置前に、雨水タンク設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) カタログ、見積書の写しその他の雨水タンクの価格を表示した書類
- (2) 雨水タンクの設置予定箇所に係る図面（雨どいと位置関係を明示したものに限り。）及び写真
- (3) 付近見取図
- (4) 雨水タンクを借地又は借家に設置する場合にあつては、雨水タンクの設置に係る当該借地又は借家の所有者の同意書

(5) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、雨水タンク設置補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、雨水タンクの設置を完了したときは、設置を完了した日から起算して30日以内に、雨水タンク設置完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 雨水タンクの購入及び設置に係る領収書の写し

(2) 雨水タンクを設置した箇所の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があつたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、雨水タンク設置補助金交付確定通知書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、速やかに雨水タンク設置補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、補助金を交付するものとする。  
(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。